

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づき農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和3年3月30日

壮 警 町 長 田 鍋 敏 也



記

1 協議の場を設けた区域の範囲

壮警町地区

2 協議の結果を取りまとめた年月日

令和3年3月30日

3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

経営体数

法人	10 経営体
個人	76 経営体
集落営農	0 組織

4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

中心経営体は十分確保されている。

5 将来の農地利用の在り方

担い手に集積・集約化する。

6 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

7 今後の地域農業の在り方

地域の中心となる経営体は、生産基盤の強化、経営の安定を図るため、農地集積等による経営の効率化に取り組む。

農地所有適格法人では、農の雇用等を活用しながら、新規就農者・雇用就農者等の受け皿として機能できるように検討していく。また、担い手の規模拡大を推進することで、耕作放棄地の発生防止や1経営体当たりの所得向上を目指す。